

名古屋市人事委員会達第2号

人事委員会事務局

事務局職員のき章に関する規程（昭和40年名古屋市人事委員会達第4号）
は、廃止する。

令和8年3月31日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現にこの達による廃止前の事務局職員のき章に関する規程の規定に基づいて貸与しているき章の取扱いについては、事務局長が定める。